

第49回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年9月14日(火) 10:00～12:10

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

国際原子力機関

原子力安全・セキュリティ局 谷口前事務次長

日本原燃株式会社

田中取締役・企画部長

文部科学省

研究開発局原子力課 池田課長補佐、牧野係長

基礎基盤研究課量子放射線研究推進室 阿部室長補佐

内閣府

平岡副大臣、中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐

4. 議 題

- (1) 第8回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング(国際原子力機関(IAEA)原子力安全・セキュリティ局前事務次長 谷口富裕氏)
- (2) 六ヶ所再処理工場の工事計画の変更について(日本原燃株式会社)
- (3) 平成23年度原子力関係経費概算要求及び政策評価部会等の提言に対する取り組み状況のヒアリング(文部科学省)
- (4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張について
- (5) その他

5. 配付資料

- (1) 国際機関から見た内外の情勢変化と原子力政策大綱に関する私見(谷口富裕氏資料)
- (2) 再処理施設の工事計画に係わる変更の届出について

- (3-1-1) 食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18. 10. 3 原子力委員会決定)
- (3-1-2) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について (H19. 5. 15 原子力委員会決定)
- (3-1-3) 原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について (H19. 11. 20 原子力委員会決定)
- (3-1-4) 地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20. 3. 13 原子力委員会決定)
- (3-1-5) 原子力の安全確保の取組に対する信頼の回復に向けて (H19. 4. 26 原子力委員会見解)
- (3-1-6) 柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について (H19. 8. 7 原子力委員会見解)
- (3-1-7) 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分にに関する取組の基本的考え方の評価について (H20. 9. 2 原子力委員会決定)
- (3-1-8) 原子力政策大綱に示している核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について (H21. 1. 22 原子力委員会決定)
- (3-1-9) 原子力政策大綱に示しているエネルギー利用に関する取組の基本的考え方の評価について (H21. 7. 21 原子力委員会決定)
- (3-1-10) 原子力政策大綱に示している原子力研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について (H21. 11. 17 原子力委員会決定)
- (3-1-11) 成長に向けての原子力戦略 (H22. 5. 25 原子力委員会決定)
- (3-1-12) 原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について (H22. 6. 1 原子力委員会決定)
- (3-2) 原子力関係経費平成23年度概算要求構想ヒアリング (文部科学省)
- (4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張について

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第49回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、第8回になりますが、原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者のヒアリングでございます。2つが、六ヶ所再処理工場の工事計画の変更について、日本原燃株式会社からご説明をいただきます。3つが、平成23年度原子力関係経費概算要求及び政策評価部会等の提言に対する取り組み状況のヒアリングで、今回は文部科学省からご説明いただきます。それから、4つが、私の海外出張でございます。5つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

(1) 第8回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング（国際原子力機関（IAEA）原子力安全・セキュリティ局前事務次長 谷口富裕氏）

それでは、最初の議題からまいります。本日のヒアリングは、有識者として、国際原子力機関、IAEAの原子力安全セキュリティ局で事務次長をされておられました谷口様にお越しをいただいています。

本日は谷口様におかれましてはお忙しいところお越しいただきまして、まことにありがとうございます。御礼を申し上げます。

最初に15分程度谷口様からお話を伺って、その後自由討議ということにさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ、ご説明ください。

(谷口前事務次長) 今日貴重な会合に参加させていただきまして、ありがとうございます。

タイトルに書いてございますように、あくまでも私見ということですが。私は8月末日でIAEAを辞めておりますので、国際機関から見たという観点で言うと少し日本寄り過ぎるかなという感じはしますけれども。

もう一つ、私としては9年間ずっと勤務していて、極めて久々に日本に帰ってきて、色々な人と会い始めたところなんですけれども、やはり浦島太郎的な時差はありまして、あまり具体的な話に立ち入るのはまだ早いかなということで、今日はよく言うビッグピクチャーとしてどちらかというと大ざっぱな展望なり図柄を、私の考え、私見として説明させていただきたいと思います。

今日のお話は、2ページ目でございますけれども、ポイントはⅢ、Ⅳ、Ⅴの3Sのレジームの進展と人材育成・国内体制整備ということと、4番目にあります原子力開発世界レジームのダイナミズムの中で日本の影響力、競争力・存在意義をどう維持・向上するか。その二

つと深い関連があります、5番目として人材育成・確保、これを超えた総合的組織能力向上と体制・インフラの整備という3点でございます。

結論としまして、最後のVI番にあります、世界秩序なりルールの今までどちらかという嫌々ながら、あるいは面倒がりながら受け手であったのを、もう少し積極的に創造的な作り手になって欲しいということで、国際機関で苦勞すればするほど強い願望であります。

次のページには大綱見直しへの期待と書いてあります。見直すべきかどうかという議論は大分されてきたようですけれども、外から見ている限りでは、外の変化は非常に大きいので見直しは当然かなと感じています。ただ、事務局から資料を色々と送っていただいて目を通したんですけれども、気になるのは見直し反対論の方々が原子力政策基本方向はぶれてはいけない、それからリサイクル路線は堅持すべきだということを非常に強く懸念として表明されている。

私の見方は、基本的な路線は、私は近藤先生のもとで、近藤先生が大学院の修士で私は学部のあまり勤勉でない学生で、同じ教室で勉強させていただいた70年前後のときからそんなに変わってないのではないかと。逆に言うと、今の基本路線というのは科学的、技術的見地に立つロジカルな当然の路線なので、むしろその実現をどういうふうにするか、タイミングも含めての議論であって、そういう意味だと世の中がこれだけ大きくどんどん変わっているときに見直しは当然だと思います。

5年というのは最近の世界の変化で言うと、特にIT分野なんかの変化を見るとドッグイヤーとよく言われますけれども、非常に長い期間でありまして、世界の流れが早い中で見直しは当然です。

大綱の基本方向と現実のギャップとありますけれども、私が外から見ているせいもありますが、一番大きなギャップは、世界が5年前、10年前に比べて本格的に原子力分野で動き出した。逆に日本の方が遅れをとっているという懸念でありまして、そこに書いてあります、 Σ より Δ 、あるいは舷より岸を見るという意味は、早い流れの中で船に乗っているとき、舷だけ見ていると前に進んでいるように見えるけれども、岸べから見れば、往々にして流れに対して後退しているということがありますし、方向性の問題でも、やはり岸から、あるいは世界から総体として前進を見るという視点が極めて大事なのではないかと。

同時に、隣の中国やインドあるいは韓国等を見ていまして、やはり従来の蓄積の Σ よりは、変化量が非常に大きい中で、日本の場合に従来だと変化量から言うと世界の最先端をい

っていたのが、最近の停滞でもって、あるいは世界の動きの方が早くなって、遅れを取りつつあるのではないか。

それに加えて、最近特に外から見ている限り、日本の内向き志向とか引き籠りというのが若い世代の人を中心に非常に感じられる、懸念されるということでありまして。結果的に対応が遅れているのではないか。

もちろん対応に関しては量と質あるいは方向性の問題があって、色々と例を挙げると切りがないんですけども、ここに挙げた平和と開発の変質というのは、平和の意味が非常に従来の二国間の平和から、国を超えた、あるいは国以下のサブナショナルといった面での平和の問題とか、あるいは個人のセキュリティまで含めた平和の問題に広がってきています。現にノーベル平和賞なんかを見ますと、IAEAでも2005年にもらっていますし、私はIPCCの副議長をやっていたものですから、IPCCでも団体で2007年の平和賞をもらっているんですけども、IAEAの受賞理由は、核不拡散と同時に最大限安全に利用を進めるのに貢献したということですし、IPCCなんかになるとまさに環境、地球温暖化の問題ということで、これは開発とも関わりますけれども、やはりサステナビリティというところまで含めた概念に変わってきている。

その中で、原子力の再生と新生というのはよく言われますけれども、日本でもルネサンスと言っているんですが、私はアジアの人がルネサンスというのはおかしいのではないかと感じております。ずっと、アメリカやヨーロッパと違って原子力開発に足踏みし、やめていたわけではないし、特に中国やインドの急速な拡大にむしろ新生、Vita Novaと言いますが、というべきで、古きよき時代のリバイバルではないのではないかとこのように感じています。やはり新しい世界、新しいライフの始まりだという観点で既成概念を超えて新しく見た方が色々な意味で良いのではないかとこのことでもあります。

結論的に言うと、ぜひ大綱の見直しによって、日本が世界の原子力開発の先頭集団に残るということで新たな政策展開のために見直したい。これはよく言われるWinner takes allという観点から言うと、やはり勝者の圧倒的支配というのはこの市場でとりわけ大きい中で、日本がそこそこの名誉ある形というかディーセント (descent) な形で生き残るための死活問題ではないか。

同時に、このままいくとアウトサイダーとして取り残されかねない中で、ぜひ世界レジームのインサイダーとして主体的に世界の変化の作り手、内側から、中から変えていく、作っていくという観点で見て欲しい。この辺の変化も、従来の戦略分野であった鉄鋼とか造船、

エレクトロニクスなんかを見ていて比べても、やはり原子力の場合はずっとこの影響が大きいのではないかということと、先頭集団の重要性というのはツールドフランスみたいな自転車レースを見ていると分かりますけれども、先頭集団にあることによって、前の風をみんなを受けて緩和すると同時に、お互いにしのぎを削ってやっついていかないとなかなか、一回脱落すると取り返しが難しいということではないかと思えます。

次のページは、IAEAの資料で、Great Expectationということですが、これで大事なものは、グラフの目盛のスケールがみんな違ってしまっていて、アジアが圧倒的に中心的な位置づけだということになります。

同時に、右上に書いておられますけれども、慎重ながらも的確な情報に基づく前向きな志向が重要というのは、これはもうパリの4月にあった原子力の開発の協力の会議で発表した資料なんですけれども、Cautions and well-informed optimismという言い方で、慎重ながらも前向きに進もうという話をしまして、割合評判が、この点に関しては皆さん慎重論も当然ありますから、良かったと思えます。

次のページに世界の情勢変化の2番目として、安全・セキュリティレジームの進展というのがございますけれども、これはこの10年、特に私が安全あるいはセキュリティ担当の次長としてそれなりに苦労してきたところですが、実感として、10年前にはこういうのは絵に書いた餅ではないかというような、特に日本の方から批判というよりも揶揄された記憶がありますけれども、実体論としてはどんどん進んでいます。

特に、一番上にある法的・制度的枠組みというのがあって、コンベンションとかコードとかはどんどん実施段階に入っていますし、それから、IAEAの基準なりセキュリティのガイダンスも順次整備して、レベル、内容、質がどんどん向上している。それを踏まえたレビューサービス、アドバイザリー・サービス、それから知識のネットワークというあたりが着実に進展していて、そういうレジームができ上がってきて、かつ現在進行形で改善されている。そういうプロセスに日本がどこまで積極的に関わっていくか、いけるかが問題です。

先ほど申し上げた基準でも制度でも、日本が一番良いように、同時に世界に良いように作り手になるということが大事ではないかと思えます。

次のページは、今のレジームもさらに越えて、3Sのレジームというのが左側にありますけれども、これは安全とセキュリティと保障措置あるいはセーフガード、核不拡散を含めたレジームです。最近ではセキュリティというと大体安保理事会ではないですが、全体を含めたセキュリティという幅広い観点が多い。

同時に、テロ対策という狭い意味でのセキュリティという話と、要は二段構えで議論は進んでいますけれども、大事なのは、原子力技術が平和で安全でセキュアな利用として展開していくということです。右側にもう少し大きな3Sを含むやはり開発のレジームというのを、あるいは利用のレジームというのを今や日本が積極的に関わって作っていかなければいけないのではないかとということです。しかしサステイナブルな発展なり開発なりを可能にするために、今あまりに原子力はジオポリティカルになりすぎている。これは資源と環境のジオポリティクスを踏まえながら、市場の問題と平和安全保障の問題とあわせて総合的な取組が必要だということです。

結論的には効率性、創造性が高く、公平で開放的な均衡ある持続的発展を可能にする体制整備がいまや重要なのではないかとということです。

次のページに、3S実施について少し詳しく書いてあります。一番下にありますように、私は原子力委員会の中心課題、基本的任務は、前のページの開発レジームのところでありました、安全保障や平和の問題と持続可能な発展あるいは開発が主要課題であるという意味で、ぜひ見直しの中で本来の役割を考えると、やはり最大の変化はさっき申し上げたように、国際情勢が日本より早く動いているということです、その辺にぜひ取り組んでいただければと思います。

それで、国際秩序形成に積極的にかかわるためには、やはり人材、それから国内の関連組織の対応力、これが極めて重要でありますし、同時に、よく言われる日本の場合の事業者、規制当局、政府の役割と責任が不明確という話とか、積極的連携・体制整備が重要だということになります。

それから、稼働率の低迷とか新型炉サイクルの実用化の遅れ、あるいは日本でよりも世界でよく問題になっているJCO事故の失敗というあたりから、もう少し深く学んでフィードバックするべきではないかとということです。

次のページは、先ほどの開発のレジームがいかにダイナミックに動いているかですがけれども、現在の大綱の文章を見ると、既に実用化された技術を改良、改善する研究開発は事業者が自ら資源を投じて実施すべきであるというような基本ポジションになっていますけれども。ご案内のように、市場中心主義から、要は国家主義とかネオマーカントリズムと言われている重商主義的な方向にどんどん世界の原子力は動いている中で、一つはやはり健全な市場の条件をつくっていくということが私は極めて重要だと思います。現実にあわせて、日本も国と民間の関わり、あるいはその真ん中にありますけれども、民間が公的資源をどう戦略的に

活用していくかというところが非常に大事ではないかと感じます。

それから、真ん中の一番上にあります世界市場のダイナミズム、ジオポリティカルな官民協調、競争力、グローバル化の力学というところでは、やはりフラットワールドと言われる今や24時間世界同時的な動き、それを踏まえて複雑な大規模技術ほどwinner takes allということで勝者が支配するという点が重要です。世界に原子力開発の新しい秩序をつくらうなんていう話は、例えばIAEAのCommission of Eminence Parsonsという、いわゆる賢人会が2020年をにらんだ報告書をつくりましたけれども、そこでハーバードのアリソン教授が、そのグループの議長はエール大学のセディヨという前のメキシコの大統領ですけれども、World Nuclear Orderということを出してしまっていて、その種の動きが色々あるということです。

結論として、下にありますように、やはり当面の10年、20年の市場性を重視して、サイクル問題を含めた軽水炉高度化とか小型炉の開発にもっと注力すべきではないか。合わせて、核燃料サイクルについてもマルチ化の動きがある中で、技術的、経済的競争力がなければあまりに話がかみ合わないので、そこをかなり本気で取り組むことが最近の遅れ等を脱むと必要なのではないか。

リスクについても、電力中心にしてリスク回避、リスクアバージョンというのは日本で強いんですけども、やはりむしろ積極的、戦略的にリスクの分担をしながらインフラビジネス、あるいはプロフィットを求める企業を超えた社会的な企業、最近はやりのソーシャルエンタープライズというようなことまで拡大して対応すべきではないかということです。

あと、これはいつも大事な問題ですけども、豊かな日本ほど基礎分野と技術フロンティアを拡大して、次の優秀な人材を引きつけ、維持し、育てていく必要があるのではないか。

次のところは人材インフラですけども、人材の問題は昔から風林火山で、人は石垣、人は城と言いますけれども、人が大事なのは当然なんですけれども、やはり石垣や城の組み方が大事で、優秀な人材を引きつけ育てるのに合わせてやはり組織的な総合的能力向上ということが、特に国際対応では極めて重要ではないか。

結論的には、アジアを中心にして日本のみずからの能力向上を果たすということと、それから、従来型の教えてやるとか助けてやるということではなくて、もっと水平的に双方向、相互的な学習あるいは経験共有が必要です。

私は最近、Whole body learningということ、一緒に汗をかくということを強調しているんですけども、新しい国はとかくみずから汗をかくよりも、希望、願望だけ政治的にもビ

ジネス的にもどんどん高くなるという状況の中で、アスピレーションよりパースピレーションということを常々強調しております。

最後の結論ですけれども、今後は、現在の大綱というのは「引き続き積極的に関与する」というような言い方、あるいは「国際協力の効果的活用」と言っていますけれども、もう少しメインプレーヤーとして作り手になって欲しい。とりわけ重要なのは、やはりグローバルスタンダードで、これは安全基準だけ、技術基準だけではなくて、幅広いプラクティスも含めてやはり日本の対応全体をグローバルスタンダード化しなければいけないのではないかと。

大事なのは、EUなんかはIAEAの基準に基づくハーモナイゼーションというのを加盟27カ国で法的強制力を持って進めていこうと去年の夏決めておりますし、アメリカもメトリック法対ヤードポンド法のほうでは相当今でも抵抗していますけれども、この分野ではIAEA中心のハーモナイゼーションをやらざるを得ないということで、この夏やはりそれを公式にはっきりさせて、非常に話題にもなっているし、動き出している。それに比べて日本の対応も安全委員会その他でもお願いしていますけれども、やはりいつものtoo late、too littleという感じが否めないということでもあります。

ぜひ、結論的には、速やかなグローバルスタンダード適合化と、先ほどの総合的、組織的能力強化を通じて世界の先頭集団に残るべく、官民挙げて努力すべきだということです。結論的として、ぜひ秩序とルールを受け手から作り手に、これには相当な積極性と創造性、やはり世界の動きに対する感度の高い対応あるいは認識がいるのではないかと感じしていますので、ぜひ関係の方々によりしくお願いしたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、各委員、ご発言をお願いいたします。秋庭委員からどうぞ。

(秋庭委員) どうもありがとうございました。9年間IAEAにいらっしゃって、世界の中からの日本をごらんになったときに色々とお感じになっていたことを凝縮して、本日は短い時間ですがお話いただきまして、ありがとうございました。

私がお伺いしたいと思ったのは、最後のところに結論として、受け手から作り手へと積極的な創造的な対応ということで、感度の高い対応や認識が必要だというお話を伺いまして、その受け手から作り手にいくためには何が必要なのか。私はそれはやはり感度の高い情報と、そしてそれに対応する人材と、さらにそれをバックアップする政策や予算というところではないかなと思いますが、大ざっぱな言い方で申しわけないんですけれども、最も大事なもの

というのは何でしょうか。今日本に帰っていらっしゃってこれが足りないといったところで痛感なさっているところがありましたらお伺いさせていただきたいと思います。

(谷口前事務次長) 私は、一番基本的に足りないのは、危機感だと思います。特に若い人たちの国の存続、発展にかかわる危機感。特にお隣の韓国や中国とのつき合いを通じて感じている所と比べると、特に韓国の場合は中国、ロシア、日本の間で、とにかく日本の約3分の1の人口で頑張っていこうという、歴史的に見ても非常に危機感があるわけですよ。日本はあまりに島国で快適で、皆さんが要するに平和ぼけな中で、私は基本的マインドセットを転換する、まさに天動説から地動説に変るコペルニクス的な転換というようなものがもう一回必要ではないかという感じがします。しかし、それは一朝一夕にできるわけではなくて、やはり関係者が同じベクトル、方向で努力していくということだと思いますね。

(秋庭委員) つまり、それを進めるために危機感を持つように、そういうことを感じられるような人材を育てていかなければいけないということが一番基本ということでしょうか。

(谷口前事務次長) おっしゃるとおりで、その場合も、人材が個人だけではなくて、さっき申し上げたように、組織として国際対応能力、国際社会を変えていく、作っていく能力をつけるというのはかなりの思い切った努力と変革がいるのではないかと思いますね。

それで、危機感で一つ私がぜひ注意したいと思うのは、危機感危機感と言うとかえって状況に対する認識を誤らせるリスクはあるので、やはり危機感が良い形で先ほどの感覚をすます、鋭くする、小さい世界観ではなくてグローバルな日本の発展、存続と世界の発展がうまく両立するようなところの世界観を持ってやらない限り、作ると言ったところで相手がいる話ですからなかなか納得してもらえないし、動かせないということだと思います。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) 今日は本当にありがとうございました。私がぼんやりと普段考えていることに非常に関わるので、逆に色々と今頭の中がシェイクされておりまして、適切な質問というのが今ぱっと思い浮かばないところです。

一つだけ、これはもしかしたら失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、今の秋庭先生の質問に対する答えで、危機感ということに触れられておりました。私は非常にその危機感というものを感じておりますが、いつも思うのは、これは本当に若い人だけの責任なのでしょうか、ということです。というのは、日本には、この何世代あるいは何十年かはそれなりにうまくいっていたある種のシステムがあって、そのシステムの上で人々は自分のキャ

リアプランをたててきました。そうした中で、今の若い人たちが内向きなのは、もちろん旧体制を打破するような覇気がないというような問題点はあるのですが、私の目から見て正直に言いますと、もちろん若い人の覇気が外に出ていかないというようなことは問題なんですけれども、そもそもそういう人たちの受け皿が日本に無いということの方が大きいのではないかと。上ばかりを批判していてもしょうがないので、若い人たちがある程度動いていかないといけないというのは非常に納得するところなんですけれども。しかしながら、本当に危機感を持っていないのは実は若い世代ではないのではないかとも思えるのです。これは別に原子力に限らないで色々な分野で言えることなのかもしれませんけれども。

このことだけ、一言先に言いたかったので申し上げました。質問については、少し考えさせてください。

(谷口前事務次長) 今若い人というのは、結局我々の世代が育てた人だから、責任は当然我々にもある。つまり、危機感なり国の存続なり発展と俺は関係無いよというような意識が育ってきたのは我々の責任だと思います。ただ、若いといっても色々な世代があって、例えば1月ぐらい前に中国の大連の近くの新しい発電所で中国型の100万kW級の標準型を8基造っていて、これができ上がると柏崎を超えて世界一の発電所になるんですけれども、そういうのをつくっている関連会社の社長とかは大体40代半ばから前半なんですよね。ものすごく元気で張り切っていて、これが今の国内の大きな仕事が一段落すると、当然国際的に打って出るという感じのことを当人たちも言っています。

文革世代がずっと抜けたということもありますけれども、日本みたいに相変わらず年功序列で優秀な若手も思い切って引き上げて使わないというようなところまで変えないと、私は、おっしゃるようにいけないと思うし、その責任はやはり我々の世代、私なんかの世代といっても少し年をとりすぎていますけれども、いずれにしろ日本の社会で50代、60代の中心になっている人たちがやらないと動かないのではないかと思いますね。

(近藤委員長) では、尾本委員。

(尾本委員) 同じ職場にいた人間として非常に共感するところが多いんですが、二つほどお聞きしたいことがあります。一つは、ジオポリティクスという関係で、日本が先頭集団に戻るということを考えた場合に、単独でというよりもアジアの中で、例えば日中韓、あるいはASEAN+3というそういう枠組みで物事を考えるということも一つのやり方としてあるのではないかと思うんですが、この点についてご示唆があれば教えていただきたい。

それから、もう一つは、原子力、特に原子力発電の世界での拡大ということを考えてとき

に、中国、インド含めて供給者も多様化していくであろうそのときに、世界のレベルで安全を確保していく上で、やはり安全セキュリティで、一つ乗り越えなくてはいけない問題があるのではないかと考えています。それは、許認可が主権に属する、帰属するということから、自分の国でつくるものについては他の関与を許さない。そこでできた原子炉が今度はブルーブリアクターとして場合によっては非常に基礎基盤の未熟な国で運用されるようになっていく。そのメカニズムを I A E A を含めて世界はまだ打破できないでいる。ここに何か新しいものを持ち込まないと、この拡大の中で一つの大きなボトルネックになり得るのではないかという懸念を持っています。

特に谷口さんがいらっしゃった安全セキュリティ局という観点から、何かご意見があればと思います。

(谷口前事務次長) 第1点の A S E A N + 3 の話はおっしゃるとおりだと思います。私はやはり最近の動きを見ていますと、一つは原子力発電の導入・移転への期待があまりに急速に拡大すると同時に、やはりもともと体制が国家主義的なのに加えて、さっきのネオマーカントリズム的な動きがますます強くなっているし、よく言われる Complacency というか、自信過剰で、ある意味でアロガントに近くなってきているのが懸念されます。アジアで本当に一緒にうまく日本も韓国もしかるべき役割でうまくやっていけるかということ、そんなに楽観は許さないというか、よほどの外交的、戦略的努力がいるし、日本側も技術をはじめとした強みを目いっぱい残さない限り日本は、こちらがやっても片思いでバイパスされるに決まっていると。

そういう中で、私はやはり米国・欧州をはじめインドとかロシアともそこそこ仲良くしていく中での A S E A N + 3 であると見ています。A S E A N + 3 だけやっていると、やはり中国中心型になるし、まさに A S E A N 諸国が一番恐れているのはそういう動きが現にあるということだと思います。

それから、2番目の主権と安全セキュリティの問題、これはかなり基本問題で。今の安全条約とか、それから安全基準のファンダメンタルズの根幹というのはまさにナショナルリスポンシビリティ、オーソリティということで、国が権限、責任持つ形になっている。ファンダメンタルズの1条、2条、3条と見ると、まさにそれを実現することがファンダメンタルズになっているんです。しかし最近の色々な動きを見てみると、やはり国、特に小さい国、インフラ、技術基盤の弱い国あるいは中近東の国だけではないんですけれども、やはり政治体制がトップの意向でどうにでも明日明後日とところどころ変わりがねないような国とどうやって

やっていくかという、やはりグローバルなレジームで何らかの強制力を持たせるか持たせないかという問題になります。これは現に発展途上国が国の主権をよりどころに今のところ大反対しているんです。でも、現実には原子力を始めてみたら、彼らが安全セキュリティにみずから全責任を持てるわけがない中で、地域的なアレンジメントと世界的グローバルなアレンジメントと両方あわせながら、やはり枠組み、フレームワークとかレジームというのが大事です。そこをどういう強制力を持たせるかというのと、むしろ最近のインセンティブ中心にそういう方向にうまく自主的に誘導させる方向にもっていくかの選択です。やはり強制的な手段、法的手段というのが難しいのは、その制裁が働かないという最近の実例がいっぱいある中で、どういうレジームなりメカニズムを育てていくかというのは相当複雑な多角的バランスを踏えた対応が必要で、そういうことまで含めた制度設計は、かなり世界の現実に対する理解と感度が良くないとやはり的外れになりがちですよ。

(尾本委員) その2つ目の点についての回答の中でおっしゃったグローバルなもの地域という両方の重ね合わせということですが、地域というのを考えていくときに、既に谷口さんおやりであったアジアの安全ネットワークがあるんですが、このアジアの安全ネットワークが今後アジアの中で原子力をやっていく国に対して一種ある意味、言葉は悪いですが、相互監視とかそういうところまで発展していく素地と言いますか、可能性はあるのでしょうか。

(谷口前事務次長) それは、例えばさっき申し上げたように、EUは去年の夏のダイレクティブで少なくとも加盟27カ国はIAEAの基準とレビューをベースにしたいわば相互監視というよりは総合改善システムを進めるということを法的義務を持ってやっている。

それから、先程少し言いましたが、4月のパリの原子力の開発のサルコジが旗振った会議で、EUの委員長が非常に明確に、EUで始めたことをぜひ世界で実現したい。さらに、セーフティスタンダードだけではなくて、セキュリティスタンダードも含めてと言っている。だから、セーフティ、セキュリティ含めて、法的に強制力のあるシステムをぜひつくるべきだというのが、もうEUは現にそういう方向で27カ国が動いているわけですから、EUの意見なんです。それは先程申し上げたように、実現するのはかなり発展途上国の思惑その他含めると簡単ではないし、そこはイラン問題だけではなくて、核不拡散から何から他のジオポリティクスが複雑に絡んでいるわけです。

例えば、イランのブシェールに今は運転開始する前に安全条約に入れという強い圧力を、ロシアも含めてかけているんですけども、そういう問題も含めて、やはり今後強制力とそれに従うインセンティブとをあわせたシステムがぜひ必要だというふうに思います。

(近藤委員長) 当面答えが見えない議論をしていると思いますけれどもね。大事だと言いつつ。例えば、韓国がなぜ元気になったかという、彼らにとっての非常に至近なショック療法であったのが I M F が入ったことですよ。これはやはり財政金融に関していわば主権を奪われたわけですよ、一種ね。しかし、先進国のクラブに残るためには I M F の指導を受けて財政を建て直さなければならなかったということがあって、それが有無を言わせずある種国家として再生するための荒療治ができたということがありますよね。それに対して、日本はそういうことはないから、誰からも何も言われなくて幸せに暮らしているわけです。こういう状況で、日本のシステム変革をどうして駆動するか。その答えが見えない。

第二の問題は、原子力安全の世界に I M F のような権限を持った仕組みが用意できますかということ。今やありとあらゆる国際ルールの制定がグループ 7 7 に阻まれているわけですよ。我々もこの総会に向けても幾つか尾本委員と相談して新しい提案を決議に織り込もうとしたんだけど、反対されて残らないということで、引き続き戦いは続けていくつもりなんだけど、なかなか大変ですよ。

では、どうすれば良いか。なぜ I M F 的な強制力がある仕組みが成立しないかという、それにコミットしないと一つは生きていけないという世界。プライドを持って国として生きていけないという世界が一方であるわけですけども、一方ではグループ 7 7 に入っていれば生きていけるという世界があるわけですよ。そういうダイナミクスというか力の構造があるわけで、そこへ安全というユニバーサルコンプライアンスを目指しても、ノーサンキューという、ここをどうやって突破するかですよ。

確か、チェルノブイリが起こった直後は世界はどこの事故も世界の事故だと、みんな被害を被るんだというユニバーサルな合意があって、安全条約まではたどり着いたんだけど、今は既にそれが記憶のかなたに薄くなっている。そういう状況で新たなユニバーサルコンプライアンスに動機を与える何かないといけない。それが J C O 事故とかはとても思えないし、何かないですか。大きな事故を待つというのはひどい話。しかし、突破口として何か用意しないと変わらないでしょう。

例えばそれを受け入れると新しい成果を手にするとか、こういうルールを遵守することが自らのためになるのだと分かる根拠になるような情報が様々な国で共有できるとか、そういう地道な活動を I A E A もきちんとやらないと、これは大事だ大事だと言っても、大事さが分からないのが一番大事なポイントなんだと思うんです。

(谷口前事務次長) 今おっしゃった比較的大きな事故があれば、今の潜在的なみんなの懸念か

らいうと、やはりそういうバイディングな体制は必ずできると思うので、そういうことに対するコンテンジェンシーとしての広い意味では日本も準備がいますね。けれども、通常の場合に、今の体制でいわば中央集権的な強力なエンフォースメント機関、法的実施機関をつくるかという、EUでも大議論があって、ブラッセルに大保安院みたいなものをつくる議論はあったけれども、そんなもの全然現実的でない。能力も人材も限られている中で、やはり結論で言うと、ネットワーク型でIAEAをうまく活用しながらピアレビューという、これは最近の10年間ものすごく効力が実証されてきたと思いますけれども、そういうのをみんなが絡めて、いわば弾力的に柔軟に対応するという形でいうと、EU型の対応が、これもEUが言っているところですが、現実的ではないかなという観点。

それから、韓国の場合に、私は外圧のIMFで救済されたというのがありますけれども、やはりつき合っていると、日本に比べて明確なメリットクラシーがやはり危機管理に基づいてできているんですね。とにかく中国の鄧小平の黒猫でも白猫でもネズミ取るやつはみんな使えという方針以上に、やはりよくできる人はどんどん採用して活用する。最近では韓国人だけではなくて外国人も、日本人だろうと中国人だろうとよくできるのはどんどん使おうという感じになってきています。

そういう意味でいうと、日本の年功序列制だけではないんですけれども、官庁と民間と大学との壁もそうですけれども、やはり人材の流動性の問題だけではなくて、技術なり能力がある人を大事にする。あれ、オリンピックのスポーツだとか音楽の分野は皆さん優秀な人を大事にするだけけれども、なぜかもっと国の存続に係る大事な話については、既得権益とその前にジェラシーで相変わらず変わってない。それはグローバル化の対応を迫られた今、変えざるを得ないはずなんです。いくら島国が幸せいっぱいだとしても。

(近藤委員長) それでは、時間が大分過ぎましたが、大庭委員、まだ質問があるようですね。

(大庭委員) 基本的な今の変化についての話で、一つだけ確認をしたいんです。先ほどの中でジオポリティカルな官民協調という話をなさっていて、今は国単位でいわば総取り合戦みたいなことをしているというような趣旨のことをおっしゃったというふうに私は理解したのですが、特にその中で中国がいかにかそのような行動をとっているかというようなお話もなされたと思います。

私は思われているほどに本当に各国が官民協調うまくいって全部それでやろうとしているのかということを疑問に思っています。なぜかという、中国に実際に行ってみると、とてもではないけれども中央政府が全部を制御できるような形で物事が動いていないんですね。

確かにUAEの例であるとか色々なところだけ見ると、非常にいわば官民一体になってわっとみんなが競争するという、いわば国対国のある意味でトラディショナルなイメージというのが復活しているように見えるんですけども。本当にそれはそうなのかと。本当にそれは細かいところまで見て本当にそう言えるのかということだけ教えていただけるとありがたいと思います。

(谷口前事務次長) おっしゃるところは大事なポイントだと思います。中国だって決して一枚岩ではないどころか非常に複雑だということはありますけれども、ただやはり体制として見ると、中国、ロシア、インドは他の分野でかなりマーケット志向ですけれども、これは明らかに中央集権的であるのは間違いない。問題はフランスなんです。フランスでさえも原子力は電力もみんな国営企業だし、それからグランゼコールの卒業生が大体同窓会で取り仕切っているようなところもあって、やはり非常に国家主義的、あるいは国中心主義的です。

私は長期的な原子力市場の健全性からいうとこれは決して良いことではないけれども、実際はアメリカ、イギリス、どちらかというマーケットの推進者であったところと、あとドイツですね、この3カ国が原子力停滞しているせいもあって、かつてに比べてものすごく国家主義的、重商主義的な方向に動いていることは間違いないんです。だから、それに対して日本はどの程度に伝えていくかということ。それから、大事なのは発展途上国もみんな大体国が中心で中央集権的なんですね。キャッチアッププロセスにあるということもあります。

そういう中で、やはり長期的な展望でマーケットの健全性あるいは創造性を維持しつつ、同時にジオポリティカルな、日本が多分問題は危機感がないということは、危機感に基づくジオポリティクスもないということなんですね。だから、そこをやはりきちとした戦略的対応を検討すべきだし、取り組むべきだと思うんです。

私はこの2点は端的に言うと、公開の議論のレベルの話ではなくて、かなり大綱なんかもそうだし、役所のビジョンもそうですけれども、原則はみんな公開したら良いに決まっているんですけども、突っ込んだ議論はその公開を越えてやはり本音ベースでやるべきだと思いますね。

(近藤委員長) はい、大綱改定作業の在り方に関する難しい論点が出てきたところで、時間になりましたので、谷口様にご意見をお聞かせいただくセッションをこれで終わりたいと思います。

先週土曜日に青森でご意見聴く会がありましたけれども、ここで、だんだん人口が減って、2100年ではもう3,000万人ぐらいになる国がなぜ一懸命原子力をやる必要がある

のかというご意見が一つの声としてあった。他方、6月に出たフランスの大統領の指示で作成されたルスリレポートの中に、伝統的な政府の立場を変えて、もっとこの戦略産業の管理を国は強めるべきであるという提言があった。原子力をめぐっては、このように幅広いご意見がこの世の中にはあるところ、谷口様から、大変示唆に富むインプットとご議論をいただきまして、ありがとうございました。

(谷口前事務次長) 今のお話に一言だけ。まさにUAEの話も絡みますけれども、フランスがEDFとアレバ、電力とメーカーの足並みがそろわないために、競争力をUAEの問題では失ったというような議論のかなりのきっかけだとは思っています。中国だけではなくて、フランスもそういう意味では中見ると一枚岩では決してない中で、方向性としてそういう国中心型に変わっていくのに、それが本当にいいのかという議論を超えて具体的にどう取り組むかという話をもっときちんと詰めてやるべきだと思いますね。

(大庭委員) 短中期的なことを考えなければいけないのでしょうけれども、今国単位の重商主義的な方向性がよろしくないかどうかという話とともに、どこまでそういう方向性で事が動くことが続くのかという問題もあるとは思っています。その辺は今後もきちんと注視していきたいと考えています。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

では、これで終わります。

(2) 六ヶ所再処理工場の工事計画の変更について (日本原燃株式会社)

(中村参事官) 2つ目の議題でございます。六ヶ所再処理工場の工事計画の変更につきまして、日本原燃株式会社、田中取締役・企画部長からご説明をお願いいたします。

(田中取締役・企画部長) 田中でございます。よろしくお願いいたします。

ご報告する前に、配付資料の議事次第の2番の表題が間違っていますので、ホームページに載せる前に修正していただければと思います。

それでは、配付資料の第2号をご覧いただきたいと思います。原子力委員会が原子力政策大綱の中に示されていますように基本方針を決めていただいて、それに則ってきちんと事業者は仕事をしていかなければならない中、はなはだ恐縮ながら、六ヶ所の再処理工場の竣工時期を本年10月予定から2年後の10月まで変更させていただきました。先週の金曜日に公表をしたばかりでございます。

資料、次のページは原子炉等規制法に基づいて出す再処理施設の工事計画の変更の届出の中のグラフでございます。

それから、次の3ページ、別紙2というのが再処理施設の使用計画でございまして、変更後はこのように2010年度と11年度の再処理量をゼロに落としてございます。

それから、その次のページ、別紙3が今後の2年間でどうやっていくかという話のエッセンスでございます。

資料の中の一行一行は読みませんが、これまでの遅れはひとえに99%完成している再処理工場の中で、唯一ままたまらないガラス固化設備で起きましたトラブルからの復旧に大変時間を要しましたことです。ガラス溶融炉を詰まらせたり、固化セルの中で高レベルの廃液をこぼしてしまったり、壊してしまったり、壊れてしまったりというようなことの繰り返しをしまして大分時間がたちました。今年の7月にレンガ製、ガラス溶融炉の天井部から落下していたレンガの回収と、それから溶融しているガラスのドレンアウトに成功しましたので、ようやく先が見えたということでございます。

それで、向こう2年間かけて、今から数えると2年と2カ月ということになりますが、その間にやるのがこの別紙3でございます。復旧に手間取っておりました間に、東海村にあります実規模のモックアップ試験装置を使っているいろいろと調査、研究、検討をし直しました結果を反映して、ガラス溶融炉の性能を改良したいというのが大きな一つ。つまり、ハード上の改造工事を行うというのが一つ。

それからもう一つは、運転方法について十分注意をするということで、これまでKMOCを使って得た知見から、使用前検査合格できるまでの間の試験工程に慎重なステップを入れたいという二つのことから、2年強かかっているところでございます。

この別紙3の横長の紙のうち、左側の①のB系の溶融炉の改装工事等々、それから④のA系の溶融炉の改造工事、この二つでもっておよそ1年を要します。それから、③の、A系の溶融炉はとりあえずドレンアウトに成功しましたので、この復旧作業を一たん棚上げにして、B系のほうの準備に今入っておりますが、再度A系を使うためには若干炉底部に残っている残留物、十数キロと申してございますが、これの剥離作業をやること。この③に3カ月。それ以外は②、⑤、そして右側の⑥、⑦と全部ガラス固化試験でございまして、最初から実廃液を入れないで一たん戻って、KMOCで実験に使いました模擬廃液と同じものを実炉に入れて、実炉とKMOCとの間の挙動の違いを確認するところから始めて、徐々に実廃液、それも色々な種類のものを入れて、また運転もなるべく長くやるというふうに行っていくと

いうことでございます。

2年間遅れますこと、まことに恐縮至極でございます。

しかし、知見の乏しいままにガラス固化試験に入ってしまったのがいけなかったわけですが、今回の色々な教訓、人間が入れないガラス固化セルでのメンテナンス作業が大変難しいということを学びました。それから、ガラス溶融炉の運転方法についてのノウハウはかなりつかんだというつもりでございますので、これで一応先が見えたこと。2年もとるんだから当たり前だろうと叱られるかもしれませんが、竣工についての道筋を明確にできたということ。そうだとすると、その後竣工後に40年間FBRのサイクルに引き継ぐまでの間の軽水炉、原子燃料サイクルを回していくという意味で、向こう40年間の六ヶ所の再処理工場運転のために必要な追加的な設備、つまり竣工して本格操業に入れば、回収ウランや廃棄物、ハルエンドピースやいろいろな廃棄物が出てきますので、そういうものの貯蔵庫を次々と建設していく必要があるということ。

それから、参考資料に移りますが、もう一つは、本年は日本原燃が取り組んでおりますサイクル事業の中で幾つか進展がございました。一つは、新型遠心分離機を使った濃縮工場のリプレースについて事業許可を得たこと。それから、MOX燃料工場について事業許可を得たこと。それから、海外からの返還低レベル廃棄物の受け入れについて、地元の了解をいただいたこと。こういったことから次々とやらなければいけない仕事が迫っているということで、現在の資本金2,000億円に4,000億円を足しまして6,000億円という大規模な増資を決意いたしました。これは今後の5年間の資金需要が工事資金と債務償還を含めて1兆円を超えること、正確には1兆2,600億円なんでございますけれども、そういった額を今後調達していかなければいけないという状況におきまして、弊社の自己資本率が現在7.5%と大変寒い状態ですので、これを電力会社の平均値並みまで上げたいということで増資を決断した次第でございます。

事業者として本格的に取り組んでいこうという姿勢の現れというふうにご理解賜れば大変幸せでございます。

私からの報告は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問ご意見あれば、どうぞ。

どうぞ、尾本委員。

(尾本委員) 工程の件ですが、六ヶ所の再処理の基本的な部分というのは、フランスからのもの

のであるわけですが、固化の部分については日本で培われてきた技術を使っている。その固化に関しては特に不溶解残さが入ってきたときに苦勞するというのは日本だけの話ではなくて、色々な国が苦勞している。フランスの技術も苦勞している。そうすると、この工程というのをそういうものとの対比で見たときに、不溶解残さで苦勞している期間というのはフランス、あるいはイギリスは別の方向に決断しましたけれども、これらと比べてどんなことが言えるのでしょうか。

(田中取締役・企画部長) このガラス溶融炉がなぜうまく運転制御できなかったかという点につきましては、当初、今尾本委員からご指摘のとおり、不溶解残さを入れた後から調子が悪くなったということから、そういうふうを考えてずっと調査をしてみいました。不溶解残さも確かに悪さをすることが分かっています。

もう一つは、ウラン、プルトニウムを抽出する溶媒として知られるTBP、トリブチルリン酸が放射線損傷で劣化をしてできたジブチルリン酸が結構溶融炉の中の仮焼層、鍋の中の落とし蓋みたいなものですがけれども、そこでの反応が著しくて、すごく発泡しまして仮焼層を大きく膨らませて羽根布団をかぶったようになるということがKMOCでの実験で分かりました。

そういったようなことから、この不溶解残さ及びジブチルリン酸、DBPと略しておりますけれども、この二つをどうやってきちんと制御できるかということが我々の課題であると思っております。

それにつきましては、KMOCで徐々に不溶解残さを入れながら、それからDBPも入れて、温度制御、それらを入れたときに仮焼層が厚くなって、内部の溶融ガラスの温度が上がって、白金族元素が炉底部に沈降するということが分かりました。それから、以前に詰まらせた関係で、溶融炉の底のノズルのところの加熱性が悪かったために炉底を少し高温で運転しすぎてしまったということが大きな原因の一つを形成していることが分かりました。

したがって、この2年間の工程遅延の中でやることは、今申しあげましたような不溶解残さをまず入れないところからスタートして、それを少しずつ濃くしていくこと。それからさらに、DBPは放射線分解でさらにリン酸に近いような形状へ劣化していきますので、その辺も利用しつつ、まずDBPの薄い廃液から始めます。一方、DBPを分解するという方法についても別途検討しております。

(近藤委員長) ちょっと待ってください。質問は、海外でも色々苦勞していますねと。それがどういう苦勞した結果として何が起きているかということについての情報は必ずしも共

有されていないわけだけでも、苦勞してもうまくいっているというのか、苦勞してなかなかうまくいってないのか。どちらかによって話が変わってくるんだけど、今あなたが説明しているのは、自分のところはこれとこれが問題で、これを解決すればうまくいくというそういうことだと思うんだけど、では海外もその問題で苦勞していたので、その問題が原因だとすればあなたが解決できれば海外も解決できてしまっているの、今現在ただいま海外は苦勞していないことになるわけ。尾本委員の質問に答えるには、そのあたりをどう理解をして、我が国の対策が用意されているのか、そこがエッセンスと思うんですけども。(尾本委員) それと、こういう長期間を要しているということについて、相対的に見ると一体どういうことなのか。要するに海外との比較で、どんなふうに見ているのかということ。(田中取締役・企画部長) 海外との比較という視点でお答えするようにということでございますけれども、まず1つ目は、今海外にある再処理工場で成功して動いているガラス溶融炉と今私どもが使っているガラス溶融炉とが余りにも設計が違って、不溶解残さの問題であるとかDBPの問題があらわれにくい溶融炉を向こうは使っているの、その知見が反映できなかったなど。日本は独自設計でやっておりましたので特に。

ただしかし、フランス、イギリスで使われている溶融炉の場合には、イギリスは不溶解残さを入れていませんけれども、フランスの場合には不溶解残さも含めて乾燥させた粉末でガラス溶融炉の中に投入することで、あっと言う間に溶かしこんでいけるという点が我々のところではいかんともしがたい部分であるということと言えます。

それから、DBPにつきましても、よくよくフランスと情報交換をしてみると、彼らもDBPでその悩みがあったということをつかみました。

そういうことから、今詳しくはご紹介できないんですけども、フランスのアレバの助言を得たりアレバと情報交換しながら、我々のところに来てもらって詳しい現場のレビューをしてもらったこともございますし、工場の次の立ち上げの中にその知見を反映しようとしているという状態でございます。

あとは、ガラス溶融炉について、レンガ製のガラス溶融炉を使っているドイツ及び米国とも情報交換をしております、これはどちらかという将来世代の、現行のガラス溶融炉に次にまた変えるときに役立つような知見を勉強させてもらっているというところでございます。

2年間への影響という意味では、海外の知見がそのためであるというほどは言えないんですけども、もっぱらむしろ日本の中で日本独自の設計について乗り越えるために要する

ことがわかった時間であるということでございます。

(近藤委員長) 他に。秋庭委員。

(秋庭委員) これはもう重々ご理解いただいて、常にやってらっしゃることだと思うんですが、先日のご意見を聴く会 i n 青森でも、再処理工場、再処理施設に対する一般の方々のご意見として、例え2年かかっても本格操業の前にしっかりやって欲しいという気持ちでご理解がある方と、あるいはもうこのままこの際に徹底的に見直すべきだ、この再処理施設についてもやはり見直していくべきだというご意見に二分されたわけなんですけど、どちらにしても、一般の方はこのことについて自分たちが理解して、しっかり考えていくためには分かりやすい情報提供が必要ですが、特に今回この再処理施設の工事計画の延期についての発表があった翌日でしたので、とてご意見を聴く会に多かったような気がします。

ということで私からのお願いは、ぜひ地元青森においても信頼していらっしゃる方々がいればいるほど、やはり何がこれからの問題で、何をやっていくのか。それに対してどのようなことを見ていって欲しいのか、その辺のところを情報提供とともに、さらに信頼を得るためのご活動をぜひお願いしたいと思っています。

よろしく申し上げます。

(田中取締役・企画部長) かしこまりました。私どもは毎月月末に社長が青森市で記者懇談会を開いていまして、そこで1カ月間の色々な活動の状況を報告して、マスコミの方を通じて発信するというのと、ホームページは当然として、それ以外にも毎日記者クラブに当社から、昨日の様子はこうでございますというようなことを伝えるということをしておりまして、情報公開には努めているつもりではございますが、まだまだ不足だと思いますし、失敗してしまっている場合、遅れてしまっている場合もございますので、肝に命じたいと思います。ありがとうございました。

(近藤委員長) 他に。

よろしいですか。

それでは、本件については今後の予定についてご説明を伺ったということで、終わります。ご説明ありがとうございました。

(3) 平成23年度原子力関係経費概算要求及び政策評価部会等の提言に対する取り組み状況のヒアリング (文部科学省)

(中村参事官) 続きまして、3番目の議題でございます。平成23年度原子力関係経費概算要求及び政策評価部会等の提言に対する取り組みの状況について、各省庁からヒアリングを行いたいと思います。

最初に、文部科学省分につきましてでございます。研究開発局原子課の池田課長補佐、研究振興局基礎基盤研究課量子放射線研究推進室の阿部室長補佐からご説明をお願いいたします。

(池田課長補佐) 原子力課の池田と申します。ご説明をさせていただきます。今回は資料3-1-11号の成長に向けての原子力戦略の部分と、資料3-1-12号の放射線利用の部分でございます。まず、原子力戦略の部分について、当省関係部分をご説明させていただきます。

資料3-1-11号をめくっていただきまして、9ページ目になります。21分の9というところです。まず、放射線利用に関連いたしまして、その下の欄、21分の10でございますが、放射線利用を促進するためのトライアルユース制度の充実及び利用者相互学習ネットワークを整備すること。また、既存施設の能力向上等を推進すること、という記載に関しまして、当省関係といたしましては、まず放射線利用技術・原子力基盤技術移転事業を通じましてトライアルユースを指摘のとおり進めております。また、量子ビーム基盤技術開発プログラムにおきまして、こちらの既存の量子ビーム施設の能力向上でございますとか、次世代の小型X線源の研究開発、こういったものを推進してございます。

1ページおめくりいただきまして、21分の11でございます。こちら(3)といたしまして、新たな挑戦を促す環境の整備という箇所におきまして、1)といたしましてリテラシーの向上というご指摘がございます。これに関しましては、さらにページをおめくりいただきまして、21分の13でございますが、原子力・エネルギー教育支援事業、こちらを文部科学省で設けておりますが、原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金制度の運営を行うとともに、例えば「はかるくん」の貸出しでありますとか、原子力を含めたエネルギー教育に関する情報提供、また副読本の作成・普及、こういったものを実施して引き続き支援してまいります。

また、21分の11に戻りますが、5)とありまして、こちら去年は事業仕分でも指摘された部分がございますが、電源三法交付金制度のあり方の不断の見直しということでございます。これに対応する事項といたしましては、21分の14ページ目になりますが、電源三法交付金について用途の拡大等を行って、立地地域が使いやすいように地域振興を支援する

という制度改正、こちらを現在行っているところでございます。

続きまして、同じく21分の14でございます。国際展開でございます。こちらの1) 国際社会においても高い水準の原子力安全・核セキュリティ、核不拡散確保を維持されること。また、これに関連いたしまして、ネットワークを強化すること。これに関連いたしましては、21分の18ページ目でございますが、おめくりいただきまして、まず文部科学省関連で、核不拡散体制に関連いたしまして、日米が共同で次世代の保障措置に関する国際会議、これを開催いたしました。また、今年の4月でございますが、核セキュリティサミットにて鳩山前総理が表明されましたイニシアティブに基づきまして、アジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設置に向けた活動を開始しているところでございます。

また、核セキュリティサミットの結果を踏まえまして、日米、特にDOEでございますが、こちらと核不拡散・保障措置、核セキュリティ分野の協力の枠組みを定めた協力文書に調印しております。

また、同じく4) になりますが、原子力損害賠償制度に関連いたしましてですが、我が国の原子力損害賠償制度は、原子力事業者に無限責任を負わせるとともに、政府が原子力事業者に対して必要な援助を行う仕組みとなっておりまして、各国と比較しても優れた制度になっていると考えているところでございます。また、引き続き原子力の先進国といたしましてふさわしい制度になるよう、充実に努めていく所存でございます。

続きまして、21分の20ページでございます。持続成長のためのプラットフォームの項でございますが。この中で日本原子力研究開発機構を中心といたしまして、FBRサイクルをはじめとする最先端の原子力エネルギー研究開発に取り組む。また、インフラの充実や国際ネットワークの活動を充実するという記載がございます。

こちらに関連いたしまして、まず、もうご案内のとおりでございますが、原子力機構においては、本年5月にもんじゅが試運転を再開いたしまして、7月22日まで炉心確認試験を実施しておりました。これにあわせて、アメリカやフランスといった先進国とともに協力を図っていこうという動きも出てきております。

また、国内においては五者協議会、国と事業者とメーカーと原子力機構が連携いたしまして、FACT、FBRサイクル実用化研究開発を推進しております。本年度中には革新技術の採否可能性を判断いたしまして、国としての評価を行う予定でございます。

また、原子力機構、FBR以外にも高レベル放射性廃棄物の処理・処分でありますとか、核融合、量子ビーム、そういった大きな事業をやっておりますが、こちらからスタ

ートしました第2期の中期計画において重点分野として記載しておりまして、しっかりと推進していく所存でございます。

また、それ以外の研究炉施設でありますとか照射施設でございますが、こちらは17施設ほど施設供用に供するものとしたしまして、ホームページ上でも公開し、利用を募っているところでございます。こういった供用可能な施設に関しましては引き続き有効に利用を推進してまいりますと。またさらには来年度でございますが、J-PARCが共用法における共用施設となります。これにあわせてまた供用をさらに進めていくということで、さまざまな措置等を行っているところでございます。

あと、核融合は7月に臨時ITER理事会がございましたが、若干そこで当初計画からの変更がございましたが、改定された計画に基づきまして、核融合研究開発しっかりと進めてまいります。

最後になりますが、原子力機構においてはまた大学連携のネットワークをはじめといたしまして、大学等との連携の強化を進めています。また、人材育成も当然のことながらしっかりと進めて、ネットワークの構築といったものも進めてまいるということにしてございます。(阿部室長補佐) 続きまして、資料3-1-12号、放射線利用に係る取組に関しまして、文部科学省の取組についてご説明させていただきます。

記載事項の(1)放射線利用に係る施設・設備の整備と共同利活用の推進につきましては、大型研究基盤施設に関してより効果的・効率的な利活用がなされるよう、各施設間の連携を図っており、有識者の意見などを聞きつつ、整備・運営のあり方について検討しております。

各機関におきましては、使いやすい利用制度の構築や、利用者に対する支援などに取り組んでおり、文部科学省としましては、交付金や補助金などを通じて、各機関が行う大型研究基盤施設の利活用促進に対する支援や、また放射線利用技術・原子力基盤技術移転事業、これはトライアルユースですが、そういったものを通じて、中性子利用技術についての試行的な体験の機会を与えるなどの技術の普及を図る取組等を支援しております。

また、国民の理解を得られるようシンポジウムの開催、研究成果集の作成・配布、ホームページによる成果の普及など、広報にも努めているところです。

次に、(2)地域の特色を生かした産学官連携の推進につきましては、例えば茨城県が開発しております量子ビーム研究を核とした地域プロジェクトに対して、原子力機構ではJ-PARCに2本の茨城県ビームラインを受け入れるなど、連携しながら研究を推進しているところです。

また、兵庫県が進めております地域産業推進に対する協力としまして、理化学研究所においては、S P r i n g - 8 に 2 本の兵庫県専用ビームラインを受け入れるとともに、兵庫県が整備しております小型放射光施設で S P r i n g - 8 の入射系の電子ビームを供給するなど、放射線を利用した地域の特色あるプロジェクトに対する支援などを行っております。

(3) 放射線源の供給のあり方につきましては、モリブデン-99の安定供給についての官民検討会に対しまして文部科学省としても参加し、今後検討を一緒に進めていくこととしております。

(4) 安全の確保と合理的な規制につきましては、放射線の影響が無視できるような極めて低レベルの放射性廃棄物について、放射線障害防止上特段の措置は不要であるという観点から、産業廃棄物としての処分や再利用が行えるようにすることが合理的ではないかということで、本年の通常国会におきまして、放射線障害防止法を改正いたしまして、クリアランス制度を導入させていただいたところです。

(5) 国民の理解促進につきましては、文部科学省といたしましてもシンポジウム、パンフレットなどにより広報普及に努めており、関係機関におきましても、同様の取組などを通じて積極的な広報をしているところです。

また、新中学校学習指導要領におきまして、各学校においてその趣旨に沿った指導がなされるように、平成24年度からの全面実施に向けて、説明会等において周知徹底を図っているところです。

(6) の人材育成・確保につきましては、先端研究施設の供用を進めていく上で必要となる利用支援業務を行う人材の育成・確保について、文部科学省としましては、この利用支援業務を実施する登録利用促進機関に対する交付金などを通じて、業務を担当される方の安定した確保、人材育成に取り組んでいるところです。

(7) 国際協力のあり方につきましては、文部科学省としましても、O E C D / N E A や F N C A 等の国際会議などに参加するなどの取組をしているところですが、各研究機関におきましても、研究開発協力を結ぶなどして国際協力・連携に努めているところです。

(8) 基礎的・基盤的な研究開発のあり方につきましては、文部科学省としましては、放射線利用に係る研究開発の推進方策や整理すべき共通基盤的技術・インフラの整備のあり方の検討にあたっては、関係機関や研究者・ユーザーのニーズ・意見を踏まえつつ検討を実施することとしております。

以上でございます。

(池田課長補佐) では続けて、資料 3-2 号、原子力関係経費平成 23 年度概算要求構想ヒアリングの文部科学省部分の資料でございます。

1 ページ目でございます。基本的に 7 月に一度ご説明させていただいておりますので、大きな変更点等を中心にご説明いたします。

まず、概算要求方針でございますが、全体方針は変更ございません。

重点事項ですが、4 大事業を中心に取り組んでいきます。また、それ以外に基盤の維持でありますとか、人材育成等を進めていきます。

ここは変更ございませんが、3 点目でございます。こちら「元気な日本復活特別枠」といたしまして、文部科学省から特に原子力関係分野で出しているものについて言及させていただいております。来年は『高度な 3 S 「人材・技術」を生かした日本発原子力の世界展開』、こういった題名で総額 154 億円を計上しております。この予算何かと申しますと、現在世界的に原子力発電の導入が進んでおまして、他国が受注しましたが UAE でありますとかベトナムでありますとか、また現在二国間協定の交渉も進んでいる国多々ございますが、そういった原子力発電の導入を考えている、目指している国が増えていく中、原子力の平和利用の大前提であります 3 S、この安全、核不拡散・保障措置、核セキュリティの確保といった、原子力を扱う上で重要な部分、世界的にもやはりここは担保してほしいと思われる部分、これについて特に原子力の海外へのプラント輸出にあわせてこういった提案をしていったらどうかという、簡単に申し上げますとそういった内容の提案となっております。

具体的にこの 154 億円でやる内容といたしましては、以下 1、2、3、3 点ございます。1 つ目は、アジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センター、こちらは先ほども触れましたが、核セキュリティサミットの当時の鳩山総理のご提案、イニシアティブによるものでございまして、要は原子力発電導入するにしましても、やはりこういった核不拡散・核セキュリティ関係の整備が不可欠です。原子力発電を、経済性とか電力が必要だという観点から導入したいというのは分かるのですが、やはり導入にあたってこういう核不拡散・核セキュリティ、これをしっかりしていかないと、世界情勢の中を見ましてもよろしくないところに核物質が流れたり、あるいは侵入を受けたり、そういった事態を防御することができませんので、やはりこういった核不拡散・核セキュリティ関係、この技術開発でありますとか人材育成、そういったものを日本としてもしっかりやっていくということです。

また、これを新規導入国に対して根付くようにトレーニングし、またやはり当然知見がないわけですから、こういった核セキュリティ関係、核不拡散関係の技術協力も進めていくと

いうことをまず1点目の戦略として位置づけてございます。

2点目でございますが、こちらにもプラントの輸出でありますとか燃料の供給、そういった前面に出てくるような事項と比べてバックのほうに寄った話ではございます。ただ、原子力発電を行っていく過程で必ず発生する放射性廃棄物、これをどうするかということについて、実はベトナム等でもこういうことについてニーズがあると聞いてございます。こういった必ず出てくるもの、放射性廃棄物をどうすればよいか。減量する、またしっかりと処理して処分する。処分にあたってもしっかりと処分に適した性状になっているかどうか確認する。処分するにしても処分先がきちんと安全を確保できているかどうか、そういったところ、要は一連の処分に至るまでの安全確保上の技術開発を日本で行います。さらに、原子力の新規導入国、ここが導入にあたって、目先の原子力の発電とか経済的なメリットだけではなくて、最終的に出てくる廃棄物をどうするのかということまできちんと答えられる、ソリューションが整理できる状態になりますように開発・整備を進めていきます。

また、3点目といたしまして、民間企業や経済産業省ですが、これはやはりプラント、インフラ輸出のメインは経済産業省でございますので、経済産業省と密接に連携する、連絡を取り合って、相手国にとってよりメリットのある人材育成・技術協力のパッケージを構築・提案して、我が省としても原子力輸出に貢献していきたいという考えのもとに、この特別枠を要求したところです。

なお、実施主体でございますが、これは原子力機構を想定しておりまして、この154億円、それぞれ原子力機構の運営費交付金と、あとこれは内局事業も入っておりますので、国のイニシアティブとしてやる部分の行き先が原子力機構であるというようなことになっております。

また、ここに記載がありませんが、もう一つインフラ輸出関係の特別枠の施策といたしまして、重粒子線治療分野の施策がございます。こちらは放医研がやっておりますHIMACの国際標準化に向けた取組でございますとか、患者のクオリティオブライフの改善でございますとか、次世代を見すえた小型化技術開発、こういったものを22億円で要求しているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目でございます。これも内容的には先日ご紹介したものと一緒でございますが、1点、安全研究のところが大きく増えてございます。こちらの理由でございますが、安全研究、かなり幅広くっております。これは規制側にとってのニーズのある安全研究もあれば、推進側の設置許可とかそういった安全審査に必要なデ

一タをとるための安全研究、こういったものすべて含めておりました。この増要因でございますが、後ろにも出てきます、高レベル放射性廃棄物処理・処分、こちらが約10億円程度増えておりました、その増要因がこの安全研究の大きな割合を占めております。

その他予算要求の関係で今回10%一律削減という話もございましたので、軒並み減されている箇所がございますが、必要以上の削減はないように努めているところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。FBRサイクル技術に関係いたしまして、こちらでは特にもんじゅについてご説明いたします。もんじゅは平成22年度予算は約233億円、それに対しまして平成23年度予算は217億円と、約16億円の減となっております。ただ、これは我が省といたしまして別に何か減速をすとかそういう話では全くございませんで、これはプロジェクトの進行に伴う減でございます。具体的に申し上げますと、今年の5月に試運転を再開しております。ただ、この試運転再開にあたりまして、多々臨時的な費用がかかっております。再開したことによりまして、この臨時的な費用、例えばダクトの交換でございますとか、長期停止設備の点検、こういったものの金額が大幅に減ったこと。一方で、安全規制上の要求から、安全管理、予防保全を基本とした保全プログラムの実施の関係で点検費用が増大しておりますが、この増大分を一時的な費用の減が上回った結果、前年比16億円減という予算の数字となっております。

また、一応40%出力プラント確認試験においては発電も見込めるということで、わずかではございますが、そういう発電による収入も見込んだ上での減となっております。

その他引き続き予算の厳しい中ではありますが、進めていくということで、各施策予算を要求しているところです。

次に4ページ目でございます。こちら高レベル放射性廃棄物ですが、こちら先ほど申し上げましたように、約10億円程度増えてございます。こちらは昨年度は事業仕分等がございまして、一部研究できなかった部分等ございますので、事業仕分を受けて、NUMOとの関係で研究成果等を導入していくタイミングを明確に、それに間に合うように研究を進めること。

また、これも一つ処分事業、先ほどの特別枠の関係も若干ございますが、処分事業へ成果を展開しやすく、利用しやすい形でまとめていく、システム化していくという研究費も計上してございます。

続きまして、5ページ目でございます。こちらは特にJ-PARCの費用が大幅に増えておりました、平成22年度は6サイクル運転だったのですが、平成23年度からは、共用法

における共用運転が始まるため、より一層の利用が見込めるということもありまして、8サイクルに運転サイクル数を増やしております。これがこの増要因の大きな部分を占めております。より皆さんに利用していただけるように利用時間を確保するというのが、この予算増の趣旨でございます。

続きまして、6ページ目でございますが、こちらは立地対策関係の予算になっております。ここは大きな増減等はありませんが、引き続き立地対策を着実に進めてまいりますということでございます。

次に7ページ目でございます。こちら基礎研究等々入ってございますが、特にITER計画等の推進のところについてでございます。こちら先ほど若干触れましたが、7月のITER理事会におきまして、ITER計画のほうは1年先送り、4月のBA運営委員会において、BA活動のほうは現行どおりということで決定されまして、それを踏まえてその活動に必要な費用を計上したところ、約18億増という結果になっております。この18億円の増ですが、主にはサテライト・トカマクのためのJT-60改修と機器の調達、これが大部分を占めておりまして、24年度の欧州からのサテライト・トカマクの機器の搬入に向けて、JT-60の解体、改修をしっかりと進めていきます。また、ITER計画におきましても、改定されたスケジュールどおりに進めていくために必要な金額、予算を措置しております。

また、7ページ目の最後ですが、JMTRについてです。こちら前年比約10億減と大幅な減になっておりますが、これは今年でJMTRの改修が終了します。この改修費が毎年約15億かかってございまして、この減による予算の減少が主因でございます。

最後に8ページ目でございます。こちら最初に出てきましたが、大きな話といたしましては、アジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センター、これは154億円の内数といたしまして15億円を要求しております。これはもうご案内のとおりですが、前総理のイニシアティブのもと、原子力機構においてセンターを年内に設置いたしまして人材育成を行っていくということでございます。

また鳩山前総理の4つの提案のうちの一つといたしまして、核鑑識の技術開発がございました。これに関しましては、その下であります。核鑑識に関する開発調査といたしまして約2億円、これ新規で要求させていただいております。

主な点に関しましては以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。

大庭委員。

(大庭委員) ありがとうございます。予算について、もしかしたら私が聞き漏らしたかもしれないんですけども、色々と金額を見たら増えている項目、あるいは新規で計上している項目もありまして、これはやはり原子力予算全体はかなり膨らんでいるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(池田課長補佐) このベースでいきますと、数百億円ぐらいは膨らんでおります。特別枠の要望が入っていたりしますので、全体としては増えているということでございます。

(大庭委員) 特別枠は別枠でしょうけれども、それでも、例の1割減という話にはあまり合致しない形になっていると思うんですけども、それはどこかが削られた上で原子力予算が増えているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(池田課長補佐) そこは、既に申し上げました量子ビームでありますとか核融合、こういったところ、基礎原子力関係のところをかなり重点的につけておりまして、そこがやはり増えているというところでございます。一方、FBR関連とかそういったところはほぼ前年同というような状態でございます。要は伸びているところはやはり核融合と量子ビーム、あとはもちろん計画増というところもありますが、ここは政策的にどうこうという話ではありません。他は大体もう前年同か、あるいは減というような状況になっております。

(近藤委員長) 他に。

秋庭委員。

(秋庭委員) 一つよろしいでしょうか。ただいまご説明がありました項目ではないんですが、この資料の第3-2号の6ページのところで、原子力・エネルギー教育支援事業というところがあります。やはり原子力においては今後エネルギー、原子力の教育が大変重要だと言われておりますし、学習指導要領が改訂されるということで、先ほどの資料3-1-12号のときにもご説明いただきました。これは大変期待しているところなんですけども、残念ながらこの予算の請求額については前年度より減っているということなんですけれども、これらは何か理由があるのでしょうか。

(池田課長補佐) これは率直なことを申し上げますと、やはり全体の1割減というところの兼ね合いである程度は削減せざるを得なかった部分がございます。ただ一方で、事業内容についてもやはり見直しはしておりまして、やるべきところはやる。例えば、はかるくんについて、この間も少しお話しをしましたが、はかるくんの貸出せる数を増やしていきますとか、あるいは副読本をちゃんと普及させていきますとか、そういうやるべき部分をやるというこ

とはしっかり中で重点化する部分、また整理をする部分はメリハリをつけております。一律減少というわけではなくて、やるべきところに重点化して、この財政事情の中で優先順位を比較的高くない部分について少し減速しているというような結果でございます。

(秋庭委員) ありがとうございます。新しい技術、設備に対してはお金がかかるのはもちろん当然のことなんですが、やはり国民及び地域社会と相互理解、あるいはこのエネルギー教育というのは今後の日本の人材を育てる意味でも根本的なところなので、ぜひまた重点的にしていただければと思います。よろしくお願いします。

(池田課長補佐) ありがとうございます。

(近藤委員長) では、尾本委員。

(尾本委員) 細かい点で二つ質問、一つコメントです。

一つは、資料3-1-12で放射線利用に関する取組の6番のところで、医学物理士の育成等のところがあって、求めているところは適切に評価される仕組みの構築等ということなんですが、対応状況のところで書いてあるのは、単に交付金を通じて確保というふうになっているんですけども、質問は、これだけで十分なんですかということなんです。

最近できましたUNSCEARのレポートを見ても、医療による被ばくというのが非常に大きな割合を、特に先進国で占めてきているというのが明示されておまして、こういうときにきちんとしたクオリティアシュアランスをやっていくということは非常に重要なところ、交付金のみで十分達成できるものなのかどうかというのが第1番目の質問です。

それから、第2番目の質問は、資料3-2の4ページ目、研究施設等廃棄物に係る現状で、ここの予算措置の中で、原子力機構の予算については述べていますけれども、実際に廃棄物はその他の研究機関、大学等に出てきているところ、これは原子力課の所掌外であるかとは思いますが、例えば国立大学交付金等でこの廃棄物の将来の費用分担が可能なような考慮をしていく、そういう動きがあるのかどうかというのが第2の質問です。

それからコメントですが、資料3-2の1ページ目の下で、新しい元気な日本復活特別枠というのを計上されている。これ自身は非常に良いことだと思うんですが、ただ、予算獲得上3Sを供給するというのは戦略上はあるかもしれませんが、実態としてここで議論されているのは、主として新規導入国、開発途上国だと思うんですが、そういう国に対して日本は3Sを求めていくんですということのみを言うのが戦略的に必ずしも得策ではない。話を聞いていると、例えば重粒子線の話なんかもあるようですし、本日の谷口さんの説明資料にもありましたように、もっと3Sレジームから原子力開発レジームへと皆さんが世界的にシフ

トしているところ、そういうことを考慮したコンテキストで話を出していくことの方が、よりみんなになるほどと思ってもらえるのではないかというふうに思います。これはコメントです。

(阿部室長補佐) ご質問の最初の点、資料3-1-12の(6)人材育成・確保についてご説明させていただきます。

まず、前段に書かれております医学物理士の育成・確保につきまして、記載が無くて恐縮ですが、文部科学省としましては、現在、全国各地において量子線がん治療施設の導入が予定され、また進んでいることも踏まえまして、量子線治療固有の知識や技術を有した医学物理士などの専門の人材を育成するということを目的とした、人材育成プログラムを平成19年から取り組んでいるところです。

次に、後段の人材の業務が適切に評価される仕組みの構築につきましては、こちら非常に難しい課題だなと考えておりますが、現に研究機関においてもこういった研究者だけでなく高度な専門的技術者の方々に対する評価というものが課題の一つなのではないかと思っております。今すぐに文部科学省として何か打ち出してというところまではいっておらず、研究機関での取組なども色々と今後聞きながら、検討をしていかなければならないのではないかと考えております。

(尾本委員) 最初の点ですが、私の聞き違いでなければ、先ほどの(6)の人材育成のところですが、量子線の利用というふうに限定されておっしゃったと思うんですが、ここはUNSCLEARの内容を細かく吟味していないんですが、恐らく増えている理由の多くはCTだと思うんですね。そうすると、そういう問題にアドレスするような格好でないといけないのではないかというふうに思うんですが。

(阿部室長補佐) 医療現場で放射線の被ばくを職員など担当される方が受けるということに関しましては、文部科学省だけではなくて、厚生労働省などとも関係するようなお話かと思えますので、そういったところは今後の検討課題なのではないかと認識をしております。

(池田課長補佐) 原子力課からですが、まず、研究所等廃棄物に関連するご質問ですが、大学等でどういうふうな予算措置状況になっているかというところは申し訳ないんですが正確に把握していないところでございます。ただ、漏れ聞こえる範囲でありますと、やはり大学もご案内のとおりかなり財政状況が厳しいということがありまして、すみませんが情報として持ちあわせているのはその程度でございます。

また、コメントでいただきました特別枠の話ですが、もちろんこれは3Sの話だけが前面

に出るというものでは当然ございませんで、やはりメインは燃料供給含めた原子力発電プラントの輸出ということで、そのインフラを輸出するにあたっての一つのオプションといたしましてこういったものを提案して、より導入国から見て魅力的なものにしたいというのが意図でございます。ですので、そういう意味ではやはり経済産業省としっかりと情報交換して、しっかり脇を固めるというかそういったことを進めていきたいと考えているところでございます。

ありがとうございます。

(近藤委員長) 私から気になったことをひとつ。損害賠償制度の整備の説明の中で、日本国として立派な制度できていますというご説明だったんですけども、私どもの提言はそうではなくて、国際社会において日本企業が輸出等の行為をなす場合に、過大なリスクを背負わないような仕組みを整備すること、そうしないことには国際通商環境が整わないから、それについて取組をしっかりしていただきたいということなんです。

(池田課長補佐) ここはやはり事業者のニーズといったものを踏まえながら、当然それを支援していくという意味での制度の充実は今後図るという意味で、制度の充実を図るということを書かせていただいているところでございます。

(近藤委員長) 私どもの理解では、C S C、補完条約加盟の議論も予備的には文部科学省の中でされておられたということで、その審議の続きがどうなっているかをおっしゃっていただければと思ったのですが。

(牧野係長) C S Cの検討については、委員長のおっしゃるとおり、原賠法の議論と同時並行で議論してきたわけですけども、やはり政策的課題ということで、いざとなった場合には拠出金を支払わなければなりませんので、そのような場合には誰が拠出するのか。もしくは税金で支払うのかなど、そういった課題もあります。あと法制的な課題も幾つかありまして、民事訴訟法ですとか、法の適用に関する通則法ですとか、原賠法だけでなく他法令との整理が必要な部分も多くございますので、引き続き省内や経済産業省、外務省などと一緒に検討していきたいと思っておりますので、結論はまだ出ていないところでございます。申しわけありません。

(近藤委員長) はい。関係していくつか解決しなければならない問題のあることは私ども承知しています。そのためには、全国的に、あるいは国境を超えて考えなければならないのかもしれないので、文科省で抱え込まないで、そういうことで前向きに検討し、課題は共有するという態度で、方向で仕事をしていただくようお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ご説明ありがとうございました。

これでこの議題は終わります。

(4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張について

(中村参事官) 4番目の議題でございます。近藤原子力委員会委員長の海外出張につきまして、近藤委員長からご説明があります。

(近藤委員長) 資料の第4号です。出張先はオーストリアとフランスで、18日に出まして、30日に帰ってまいります。

目的は、24日までウィーンで開催される54回IAEAの総会に出席して、幾つか仕事がありますが、例えばINPRO10周年記念会合において講演を行い、この機会を利用してIAEAの幹部関係者と意見交換を行うということでございます。

それから、次の週はパリで開催される第17回の日仏原子力専門家会合、N-20と俗称されていますが、これに出席して講演を行うとともに、会議に出席される様々なフランスの原子力関係者と、先ほど少し紹介しましたように、フランスもこのところ原子力政策について思い悩んでいるところがあるようにも見えますので、共有できる、共通する政策課題もあるかと思っておりますので、意見交換をしてみたいと考えているところです。

少しばかり長く留守にいたしますが、よろしく願いいたします。

ご質問なければ、この議題はこれで終わります。

では、その他議題。

(5) その他

(中村参事官) 事務局からは特にございません。

(近藤委員長) 委員からで何か。よろしゅうございますか。

では、次回の予定を伺って終わります。

(中村参事官) 次回の第50回の原子力委員会の臨時会議でございますけれども、本日9月14日、火曜日の午後14時からを予定してございます。内容につきましては、平成23年度の原子力関係経費の概算要求、それから政策評価部会等の提言に対する取り組み状況に関するヒ

アリングでございまして、他の省庁からもお聞きをするということで考えているところでございます。場所はこの場所、1015会議室を予定してございます。よろしく願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、これで終わります。

—了—